

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年4月28日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500489号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2600002号

## 第1 結論

昭和61年\*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年\*月から平成元年3月まで

ねんきん定期便によると、私が学生であった20歳からの2年間について、国民年金の記録が反映されていない。請求期間の国民年金については、父親が加入手続を行い、当該期間の保険料についても、父親が納付してくれた。母親は、私達三兄弟について、国民年金保険料を納付した記憶はあるが、領収書は紛失している。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、具体的な納付場所等の記憶はないものの、父親が行ってくれていた旨主張しているところ、父親は既に亡くなっており、当時の状況について確認することができず、母親にも確認をしたが、母親から具体的な回答を得られない上、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、国民年金記号番号払出簿によると、請求者から提出された年金手帳(写)に記載されている国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)\*は、平成7年3月14日にA市B区に払い出された国民年金番号の中の一つであることが確認でき、同手帳の「初めて上記被保険者となった日」欄に記載されている「平成7年1月1日」はオンライン記録における請求者の国民年金の被保険者資格取得年月日とも一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間は大学生であった旨陳述しており、請求期間当時、20歳以上の

学生は国民年金に任意加入することができる者であったところ、任意加入被保険者については、住民登録している市町村で任意加入の申し出をした日に国民年金の被保険者資格を取得するものとされていたことから、請求者の主張のとおり国民年金保険料を納付するには、当該期間当時、請求者に上記国民年金番号以外の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間において住民登録していたA市は、請求期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料については保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。